

諮問事項以外の報告について
(小学校の設置計画の不了承)

(不了承)

| | |
|---------------|----------------------|
| 区 分 | 小学校の設置 |
| 申 請 者 | 特定非営利活動法人 まおい学びのさと |
| 名 称 (予 定) | (仮称) まおい学びのさと小学校 |
| 設 置 (予 定) 者 | (仮称) 学校法人学びのさと自由が丘学園 |
| 所 在 地 | 北海道夕張郡長沼町東2線北15番地 |

不了承の理由

1 児童確保について

現状においては、学校経営の安定的な継続に必要な児童確保の見込みがあるとは判断できないこと。

2 教育課程について

文部科学省からは、申請内容にある教育課程を編成する場合は、学校教育法施行規則第55条の2に基づく、同省による「教育課程特例校」の指定を受ける必要があるとの見解が示されているが、申請がなされていない状況であること。